

令和 6 年度 第 1 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 8 日

4月8日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）
日程第2 議案第2号 農地法第3条（委員会）
日程第3 議案第3号 農地法第4条（知事）
日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程第5 議案第5号 市民農園の開設認定（廃止）
日程第6 議案第6号 市民農園の開設認定
日程第7 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」
日程第8 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第9 議案第9号 香取市農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第10 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第11 報告第2号 農地法第4条制限除外
日程第12 報告第3号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可史
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

8番 石 橋 清 勝

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 越 川 泰 克
主 査 菅 谷 和 美

管理班長 鵜 田 静 子
副 主 幹 林 光 夫

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認でございます。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、8番 石橋清勝委員。したがいまして、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、7番 栗山雅幸委員、12番 飯森 孝委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第12 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページです。

本案件は、今年度1年間の最適化活動の目標設定を確認していただくもので、昨年度と同じく1人当たりの最適化活動の日数設定を8日間としております。また、最適化活動の成果目標として、昨年度と同様に農地の新規集積目標面積を300ヘクタール、緑区分の遊休農地解消面積を100ヘクタールと設定しております。

あと細かい内容については、タブレットの議案のとおりでございますので、確認していただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 今、ありませんという意見がありましたので、次に採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

なお、昨年度と同じということで、活動日数のことなんですけれども、月最低8日ですね。去年と同じように8日が目標になりますので、ぜひこれはクリアをしていただきたいと思います。

◎日程第2 議案第2号

議 長 次、日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の

(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページから7ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、譲渡人が農業経営を廃止するための売買による所有権移転です。

整理番号2番及び3番は関連案件です。お互いに耕作利便を目的として、農地を交換するものです。

整理番号4番、譲受人が自作地に隣接して、耕作利便のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号5番、譲受人が事実上、申請地を自作地と合わせて耕作をしているため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、貸主の父親が経営移譲年金を受給中のため、借主の子と農地の使用貸借権再設定を行うものです。

整理番号7番、借主が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、貸主と農地の賃貸借権設定を行うものです。

以上7件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 議案第2号の事前審査会の報告をします。

議案第2号、去る3月26日火曜日、午後3時半より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は7件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3 番熱田委員 整理番号 1 番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、既に育苗用のハウス用地として借り受けていることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 2 番、3 番、4 番について、4 番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号 2 番及び 3 番について、関連がありますので、一括して、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており、許可が妥当だと判断します。

続きまして、整理番号 4 番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、農地を処分したい意向があり、このほど耕作の合理化を図りたい意向がある譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地と隣接しており、既に借受地として耕作していることから、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 5 番について、7 番 栗山雅幸委員。

7 番栗山委員 整理番号 5 番について、石原推進委員と現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の田と合わせて 1 枚の田として既に耕作している農地を取得し、耕作の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番について、17番 鶴澤幹司委員。

17番鶴澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号7番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、サツマイモの栽培を計画しており、5年後の経営面積は5ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書は、香取農業事務所において指導を受けながら作成しており、その内容においても適正で、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは8ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は進入路拡張用地です。

農地区分は、不許可例外事由Oの既存施設の拡張と判断しました。

なお、事前着工による始末書添付案件となります。

整理番号2番、転用目的は長屋住宅用地です。

農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

なお、事前着工による始末書添付案件となります。

以上、2件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですけれども、〇〇〇地区になるわけですから、〇〇〇〇〇を〇〇〇側から〇〇〇して、〇〇方面へ〇〇メートルほど進んだところに〇〇〇がありまして、そこ

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページから12ページで、整理番号は1番から13番です。

整理番号1番から6番は、同一事業計画者による関連案件のため、一括して説明します。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Ⅰの集落接続と判断しました。

整理番号8番及び9番は、関連案件のため、一括して説明します。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号10番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号11番、転用目的は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Ⅱの既存施設の拡張と判断しました。

整理番号12番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号13番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Ⅰの集落接続と判断しました。

以上、13件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、13件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から6番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号1番から6番について、都祭推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

なお、場所が近く、転用内容が同じであるため、一括して説明します。

場所は、〇〇〇〇〇線、〇〇方面から〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇キロほど行った〇〇です。〇〇市との境界になります。

譲受人は、〇〇県〇〇市に所在する〇〇〇〇事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立てなどの造成は行いません。排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれがなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、4番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇になるんですけれども、〇〇〇〇〇〇という施設の近

くです。

譲受人は、現在実家で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流します。

また、建設中は周辺にネットを設置し、飛散物を発生させないように努めます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番、9番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号8番と9番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

これは、分筆して2筆になっており、同じ場所です。

〇〇〇〇〇線を〇〇に向かうと、〇〇〇〇〇〇〇〇がある〇〇の信号があります。そこを〇〇し、〇〇〇〇方向に向かい、その先の信号を〇〇した〇〇になります。

譲受人は、現在アパート住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等はいりません。排水についてですが、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、U字溝へ放流します。また、建設中は周囲への土砂流出の防止に努めます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号10番について、12番 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、高木推進委員には電話にて説明しました。

場所は、〇〇〇〇〇より〇へ約〇〇メートル行きますと、丁字路にぶつかります。そこを〇へ〇〇メートルぐらい行ったところを〇〇し、〇〇メートル行った先の〇になります。

譲受人は、〇〇県〇〇市に〇〇のある〇〇〇〇を営む法人で、周辺の住環境が整ってお

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号13番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号13番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇線沿いに〇〇〇の〇〇〇の信号がございます。その信号より〇〇方面に向かいまして〇〇メートルほど行ったところを〇〇、約〇メートル行った〇の〇〇になります。ちょうど〇〇〇の集落と水田地帯との境になります。

譲受人は、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇で、香取市に移住するため申請地に専用住宅を建築するものであります。

申請地では、整地のみで埋立て等はいりません。排水についてですが、雨水は敷地内で浸透ますによる浸透処理とし、汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、隣接するU字溝へ放流します。また、建設中は周囲へ土砂が流出しないよう努めます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

次のとおり認定申請（廃止）があったので審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは13ページから14ページです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

質疑はありませんか。

議長 質疑ないようですので、次に、採決いたします。

(「異議なし」の声あり)

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

次のとおり認定申請があったので審議を求める。

市民農園整備促進法第7条第1項の規定による認定申請について、同法第7条第3項の規定により、意見を決定するため審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

ページは15ページから16ページです。

議案第5号の〇〇〇〇〇〇からの市民農園の開設認定廃止に伴い、市民農園の運営を引き受ける〇〇〇〇〇〇〇〇が開設認定を受けるため、ご意見を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について。

次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転、利用権設定、農地中間管理権設定）について、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

案件につきましては、17ページから20ページの整理番号1番から6番までが所有権移転、21ページから29ページの整理番号7番から23番までが利用権設定、30ページから45ページの整理番号1番から整理番号451番までが農地中間管理権設定です。

以上の案件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法

律第56号) による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第7号、農地中間管理権設定の整理番号153番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号、整理番号153番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、整理番号153番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第7号、整理番号177番から179番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号、整理番号177番から179番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、整理番号177番から179番については、原案のとおり決定をいたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第7号、整理番号262番から264番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号、整理番号262番から264番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、整理番号262番から264番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第7号、整理番号448番から451番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号、整理番号448番から451番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、整理番号448番から451番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の11件の案件を除く463件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の11件の案件を除く463件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の11件の案件を除く463件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案への意見について。

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、令和7年4月1日から農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定と農地中間管理事業法に基づく農用地利用配分計画が統合され、新たに農用地利用集積等促進計画で貸借の設定を行

うこととなります。

これ以降、農地の貸借は、農地法第3条による手続か促進計画による農地中間管理機構を介した3者契約のみとなり、現在の集積計画による2者契約、いわゆる相対はなくなることとなります。

しかし、現在、既に促進計画での貸借の設定自体は始まっており、農地中間管理機構が中間管理権を持ち貸し付けている農地の耕作者に変更が生じた場合、今回の議案第8号のように農業委員会は意見を求められることとなりました。

それでは、説明いたします。

ページは46ページです。

先ほどの議案第5号 市民農園開設（廃止）認定及び議案第6号の市民農園開設認定に関連するもので、市民農園内で貸借している農地の耕作者が〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に変更になることについて意見を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第9 議案第9号

議 長 日程第9 議案第9号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第9号 農用地利用最適化推進委員の辞任について。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により、推進委員の辞任について審議を求める。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

管理班長よりご説明を申し上げます。

事務局管理班長 議案の概要についてご説明いたします。

ページは47ページです。

令和6年3月31日付で〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員から健康上の理由により、辞任届が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができると規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするため、提案をするものでございます。

〇〇委員、〇〇委員におかれましては、病気療養中とのことであり、健康上の理由は正当な理由と判断して差し支えないと思われま。

欠員の補充につきましては、議決後にご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件は同意案件でありますので、質疑を省略し採決したいと思います。これでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第9号 辞任について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、辞任について同意することに決定いたします。

次に、欠員の補充について事務局から説明をお願いします。

事務局管理班長 欠員の補充についてですが、香取市農地利用最適化推進委員の選任等に関する規定第8条に、「農業委員会は、罷免、失職又は辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この告示に定めるところにより、速やかに推進委員の補充に努めなければならない」とされているところですが、業務に支障がなければ補充の必要はないとされております。

以上のことを踏まえまして、欠員が生じた各地区の〇〇〇〇〇〇様、〇〇〇〇様にご対応していただくということで、ご了承をいただいております。

また、本総会前に開催しました幹事会でも協議した結果、業務を適切に行うことは可能であるとのご意見を頂きましたことから、欠員の補充は行わないこととさせていただきます。

議長 以上の内容でございます。

〇〇〇〇さん、大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

事務局から説明がありましたように、1年間2名、推進委員のほうが欠員となります。今後とも業務に支障がないよう、ご協力をお願いします。

議 長 これから報告事項に入ります。

事務局農地班長 報告第1号。次のとおり通知があったことを報告する。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は9件です。

事務局農地班長 報告第2号。次のとおり受理したことを報告する。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

事務局農地班長 報告第3号。次のとおり受理したことを報告する。

農地法第3条の規定における届出について、農地法関係事務処理要領の第3の2の(1)

の規定により、受理したことを報告する。

令和6年4月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は12件です。

以上です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時03分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人